

豊田市エコファミリー支援補助金交付要綱
(スマートハウス及びスマート・ゼロハウス化設備設置に対する補助)

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、環境に配慮した暮らしへの取組に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付目的)

第2条 この補助金交付は、スマートハウスを構成する、創エネルギー機器（住宅用太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム）、省エネルギー機器（家庭用エネルギー管理システム）、蓄エネルギー機器（家庭用リチウムイオン蓄電システム、電気自動車等充給電設備）の導入及び外部給電機能付次世代自動車の購入に要する費用の一部を補助することにより、エネルギーの地産地消及び市民の暮らしの脱炭素化を推進することを目的とする。

(対象設備)

第3条 補助金交付の対象となる設備（以下「対象設備」という。）は、別表1に定めるものとする。

- 2 前項のうち、太陽光発電システム及び家庭用エネルギー管理システム（以下「HEMS」という。）を設置する場合で、かつ、家庭用リチウムイオン蓄電システム（以下「蓄電池」という。）又は電気自動車等充給電設備（ビークル・トゥ・ホーム、以下「V2H」という。）を一体的に設置する住宅をスマートハウスとし、スマートハウスに国が実施するZEH支援事業（以下「国ZEH補助金」という。）の補助対象である又は国土交通省の「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針」に基づく第三者認証（住宅版BELS等）において、ネット・ゼロ・エネルギー（ZEH）の評価及び認証を受け、評価どおりに施工した住宅をスマート・ゼロハウスとする。
- 3 前項のうち、スマートハウスの場合は、不動産登記事項証明書の原因及びその日付の新築年月日（以下「新築年月日」という。）が令和4年3月31日までの建物へ設置することとし、スマート・ゼロハウスの場合は、新築年月日が令和4年4月1日以降の建物へ設置することとする。
- 4 対象設備に対する補助金の交付は、同一年度内において、1世帯につき1回限りとする。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、自ら居住する市内の住宅において、自ら購入した対象設備を同時に設置し、かつ、第10条の規定による申請兼実績報告の際に、次の各号

に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 対象設備を設置した住宅に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民として記録されていること。
 - (2) 豊田市税を滞納していないこと。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 2 集合住宅等に対象設備を設置する場合は、電気事業者と太陽光発電システムで発電した電力を自ら居住する部分でのみ使用する旨の契約を締結する場合に限り、交付対象者とするものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、対象設備の設置に要する費用であって、別表2に定める費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

- 2 本補助金とは別に愛知県（以下「県」という。）又は本市から他の補助金等（県又は本市以外の機関が交付する補助金等のみをその財源としているものを除く。）を受けている経費ではないこと。ただし、補助対象事業の一部に他の補助金等を受ける場合は、本補助金の補助対象経費から他の補助金等の対象となる設備に係る経費を除外して、本補助金の対象経費とすることができる。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、スマートハウスの場合は、21万円とする。ただし、対象設備の設置に要した費用（消費税及び地方消費税を除く。）が42万円に満たない場合は対象設備の設置に要した費用（消費税及び地方消費税を除く。）の2分の1を上限とする。

- 2 スマート・ゼロハウスの場合は、26万円とする。ただし、対象設備の設置に要した費用（消費税及び地方消費税を除く。）が52万円に満たない場合は対象設備の設置に要した費用（消費税及び地方消費税を除く。）の2分の1を上限とする。

- 3 前2項の場合において、算出された額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（設置予定の届出等）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、設置完了日までに、設置予定届出書（共通様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の設置完了日とは、次に掲げる日のうち、いずれか遅い日とする。

- (1) 電気事業者との系統連系開始日、当該設備に係る連携契約締結日又は契約内容変更日。ただし、系統に接続しない場合は、対象設備の保証開始日のうち、最も遅い日。

(2) 補助対象経費の支払が完了した日。ただし、補助対象経費の一部又は全部を分割払する場合は、分割払に係る契約書の締結日又は分割払でない補助対象経費の支払が完了した日のいずれか遅い日。

3 市長は、第1項の設置予定届出書に、必要に応じて関係書類の提出を求めることができる。

4 第1項の設置予定届出書の提出は、「あいち電子申請・届出システム」による届出をもってこれに代えることができる。

5 市長は、設置予定届出書を先着順に受け付けるものとし、補助金の設置予定届出書における交付申請予定額の合計が予算の範囲を超える見込があるときは、受付を停止することができる。

(届出の受理等)

第8条 市長は、前条の規定により設置予定届出書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、届出を適当と認めたときは、受理するものとする。

(対象設備の設置)

第9条 前条の規定により設置予定届出書を受理された者（以下「受給予定者」という。）は、補助金の交付を受けようとする年度（以下「補助対象年度」という。）の3月31日までに対象設備を設置し、その使用を開始するとともに、別表1に定める全ての補助対象経費の支払を完了、若しくは分割払による支払契約の締結をしなければならない。

(交付申請兼実績報告)

第10条 受給予定者は、対象設備の設置完了日から2月を経過した日又は補助対象年度の3月31日のいずれか早い日までに、交付申請兼実績報告書（共通様式第2号）、事業計画書兼事業実績書（共通様式第3号）及び事業詳細説明書（スマートハウス・スマート・ゼロハウス化様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る領収書の写し。ただし、分割払により対象設備を購入した場合は、分割払に係る契約書の写し。

(2) 各対象設備の補助対象経費及び設置が確認できる書類の写し。ただし、領収書に補助対象経費が明記されている場合は、省略することができる。

(3) 電気事業者との太陽光契約の締結に関する書面の写し（系統連系を開始した日が確認できるものに限る。増設の場合は、増設分の連携契約締結日が確認できるもの。）系統に接続しない場合は、太陽光発電設備の保証書の写し（保証の開始日、機器メーカー名が確認できるものに限る。）

(4) 対象設備を設置した住宅等の全景写真及び太陽電池モジュール設置状態が確認

できる写真

- (5) 太陽電池モジュールの販売者又は施工業者が発行した太陽電池モジュールの配置図（申請者名及び太陽電池モジュールの公称最大出力値が記載されたもの）の写し
 - (6) HEMSの出荷証明書又は保証書の写し（保証の開始日、製造者名、パッケージ型番及び本体の機器型番・製造番号が確認できる書類）
 - (7) HEMSの設置状態が確認できる写真（設備本体及び本体に貼付されている型番と製造番号が確認できるもの）
 - (8) 蓄電池又はV2Hの出荷証明書又は保証書の写し（保証の開始日、製造者名、パッケージ型番及び本体の機器型番・製造番号が確認できる書類）
 - (9) 蓄電池又はV2Hの設置状態が確認できる写真（設備本体及び本体に貼付されている型番と製造番号が確認できるもの）
 - (10) スマート・ゼロハウスの場合は、別表3に定める書類
 - (11) 不動産登記事項証明書の写し
 - (12) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、交付申請兼実績報告書の提出を先着順に受け付けるものとし、補助金の交付申請額が予算の範囲を超えるときは、受付を停止するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により受付を停止した場合において、交付申請兼実績報告書を先着順に補欠番号を付して補欠受付を行うものとする。なお、交付申請兼実績報告書の取下げ、不交付等の発生に応じて、補欠番号順に受け付けるものとする。

（交付の可否の決定等）

- 第11条 市長は、前条の規定による交付申請兼実績報告があったときは、その内容を審査し、必要な調査を行った後、補助金の交付の可否を決定し、交付決定通知書兼確定通知書（共通様式様式第4号）又は不交付決定通知書（共通様式様式第5号）により、申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、住民基本台帳の閲覧や市税の収納状況を確認することができる。

（補助金の交付）

- 第12条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならない。
- (1) 交付請求書（共通様式第6号）
 - (2) 口座名義人、口座番号等が明記されている通帳等の写し
- 2 市長は、前項各号に掲げる書類を全て受理したときは、第6条に規定する補助金を交付する。

（交付申請の取下げ）

第13条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付申請取下げ届出書（共通様式第7号）を、市長に提出しなければならない。

（処分の制限）

第14条 交付決定者は、第7条第2項に規定する設置完了日から起算して5年間は、補助金の交付目的に反して対象設備を処分してはならない。ただし、市長が処分を承認した場合は、この限りでない。

2 交付決定者は、第1項ただし書に規定する承認を受けようとする場合は、あらかじめ対象設備処分承認申請書（共通様式第8号）を市長に提出しなければならない。ただし、天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で対象設備を処分する場合は、事後の提出を認めるものとする。

3 市長は、前項の対象設備処分承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、対象設備の処分を承認する場合は、対象設備処分承認通知書（共通様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

（届出の失効）

第15条 受給予定者は、第7条第2項に規定する対象設備の設置完了日から2月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに交付申請兼実績報告書が提出されない場合は、第8条の規定により受理した届出は失効する。

（交付の決定の取消）

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（1）第4条第1項に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。

（2）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（3）本要綱の規定に違反したとき。

（4）第13条の規定による交付申請の取下げの届出があったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合は、交付決定取消通知書（共通様式第10号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第17条 市長は、前条第1項の規定により補助金の返還を命ずる場合は、返還請求書（共通様式第11号）により、当該補助金の全部の額又は6年から既に使用した年数を減じた年数を法定耐用年数で除した値に当該補助金の額を乗じて得た額（当該算出額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。）の返還を請求する。ただし、市長が、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この限りでない。

(1) 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で対象設備を処分するとき。

(2) その他市長が補助金の返還の必要がないと認めたとき。

2 第1項の規定により返還の請求を受けた者（以下「返還義務者」という。）は、当該請求の日から起算して30日以内に補助金を返還しなければならない。

3 市長は、返還義務者が前項に規定する期間内に補助金を返還しないときは、当該請求金額に豊田市税外収入に係る延滞金条例（昭和39年条例第7号）第2条第1項に規定する割合により計算した金額を加算して請求するものとする。

（関係書類の保存）

第18条 補助対象者は、帳簿等の補助対象事業に係る全ての関係書類を、補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（期日の特例）

第19条 補助金に係る申請書等の提出期限が豊田市の休日を定める条例（平成元年条例第61号）第2条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日後、最初に到来する市の休日でない日をもってその期限とみなす。ただし、当該年度の3月31日が市の休日に当たる場合は、当該年度の最後に到来する市の休日でない日をもってその期限とみなす。

（他の補助金との関係）

第20条 この補助金は、国（国から委託を受けて実施する間接補助事業を含む）が交付する対象設備に係る補助金等の受給を妨げない。

（協力）

第21条 交付決定者は、次に掲げる事項について、市へ協力するよう努めなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めたときは、この限りでない。

(1) 対象設備の使用状況に関するデータの提供

(2) 市が実施するアンケート等への回答

(3) その他地球温暖化防止に関する活動

（委任）

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 1 0 年 3 月 3 1 に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

別表 1（第 3 条関係）

補助項目		対象 設備	要件
スマート ハウス	スマート・ ゼロハウス		
必須	必須	太陽光 発電シ ステム	1 太陽電池を用いて太陽光を変換して電気を得るもの 2 未使用のもの 3 賃貸借契約等による設置ではないもの 4 設置する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が 1 kW 以上であること 5 供給する電力を居住の用に供する部分で使用する目的で設置されるものであり、送配電事業者の系統に接続する場合は低圧連系の承諾を得ていること 6 売電を行う場合は全量買取方式ではなく余剰買取方式によること
必須	必須	HEMS	1 申請を行う日の属する年度において、愛知県の実施する愛知県住宅用地球温暖化設備導入促進費補助金の設備に関する要件を満たすもの 2 未使用のもの 3 賃貸借契約等による設置ではないもの
選択	選択	蓄電池	1 蓄電容量が 1 kWh 以上であるもの 2 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）により登録されているもの 3 未使用のもの 4 賃貸借契約等による設置ではないもの
		V2H	1 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているもの 2 未使用のもの 3 賃貸借契約等による設置ではないもの
不要	必須	上記を除くスマート・ゼロハウスを構成する設備	国 ZEH 補助金においてネット・ゼロ・エネルギーハウスとして補助金の交付決定及び額の確定を受けている又は住宅版 BELS 等において、次の各項の評価及び、認証を受けた住宅であること 1 一次エネルギー消費量水準が次の要件を全て満たすこと （１）設計一次エネルギー消費量が、基準一次エネルギー消費量から 20%以上削減されていること （２）設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギーを加えて、基準一次エネルギー消費量から 100%以上削減されていること 2 外皮性能（UA 値）が $0.6 \text{ W/m}^2 \text{ K}$ 以下であること

別表2（第5条関係）

補助項目		対象設備	補助対象経費
スマートハウス	スマート・ゼロハウス		
必須	必須	太陽光発電システム	太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、インバータ・保護装置、発生電力量計（モニター含む）、余剰電力販売用電力量計、配線・配線器具の購入・据付、対象システムの設置工事に関する費用
必須	必須	HEMS	データ集約機器、通信装置、制御装置、モニター装置、計測機器、配線・配線器具の購入・据付その他システムの設置工事に関する費用
選択	選択	蓄電池	リチウムイオン蓄電池、制御部、電力変換装置及びその他付属機器（計測表示装置、配線、配線器具）の購入及び設置に係る費用
		V2H	V2H システム、切替開閉器、接続器、中継器、その他付属装置（計測表示装置、配線、配線器具等）の購入費用及び設置に係る費用
不要	必須	上記を除くスマート・ゼロハウスを構成する設備	【高断熱外皮】 外壁、外気に接する天井、屋根、最上階の床、基礎に用いる断熱材及び窓（ガラス、サッシ）の購入及び設置に係る費用 【空調設備】 冷暖房設備の熱源機、及び室内機（エアコンのみ）の購入及び設置に係る費用 【給湯設備】 給湯設備の熱源機、貯湯タンクの購入及び設置に係る費用 【換気設備】 換気設備（24 時間換気設備）の本体の購入及び設置に係る費用 【照明設備】 主たる居室、その他の居室、被居室で用いる照明設備に係る費用

別表 3（第 10 条第 1 項第 10 号関係）

ZEH の補助を受けようとする場合は以下の書類 1 又は 2 を添付

	書類の種類	内容
1 (1)	国 ZEH 補助金「補助事業実績報告書」の写し	補助対象設備の設置住宅の住所及び住宅の所有者名を含む事業実績の概要が確認できるもの
1 (2)	国 ZEH 補助金「交付額確定通知書」の写し※	交付対象者が、対象設備を設置した住宅の居住者又は施工業者等であることが分かるもの
1 (3)	住宅の売買契約書又は建築工事の請負契約書の写し	国 ZEH 補助金の申請者が住宅の施工業者等である場合に提出
2	BELS 評価書等の写し	評価書の特記項目の ZEH マークに関する事項において、『ZEH』の記載が確認できるもの。またはそれと同等の評価を受けていることを確認できるもの。

※第 10 条に定める交付申請兼実績報告書を提出する期日までに、国から「交付額確定通知書」が未到達の場合、既に国から通知されている「交付決定通知書」を提出することにより審査を受けることができる。ただし、国から「交付額確定通知書」が到達した場合、速やかに市に提出しなければならない。